

5 地域生活支援事業の見込み量

サービス種別	(実施有無)	第6期見込み量		
		R3年度	R4年度	R5年度
理解促進研修・啓発事業	(実施有無)	無	無	無
自発的活動支援事業	(実施有無)	無	無	無
相談支援事業	相談支援事業 (実施か所数)	1	1	1
	基幹相談支援センター (実施有無)	有	有	有
	相談支援機能強化事業 (実施有無)	有	有	有
	住宅入居等支援事業 (実施有無)	無	無	無
成年後見制度利用支援事業	(実利用者数/年)	1	1	1
成年後見制度法人後見支援事業	(実施有無)	有	有	有
意思疎通支援事業	手話通訳者設置事業 (設置見込み者数)	0	0	0
	手話通訳者・要約筆記者派遣事業 (給付件数/年)	0	0	0
日常生活用具給付等事業	介護・訓練支援用具 (給付件数/年)	0	0	0
	自立生活支援用具 (給付件数/年)	1	1	1
	在宅療養等支援用具 (給付件数/年)	1	1	1

サービス種別		第6期見込み量		
		R3年度	R4年度	R5年度
日常生活用具給付等事業	情報・意思疎通支援用具 (給付件数/年)	0	0	0
	排せつ管理支援用具 (給付件数/年)	90	90	90
	居宅生活動作補助用具 (給付件数/年)	0	0	0
手話奉仕員養成研修事業	(研修修了者数/年)	0	0	0
移動支援事業	(実利用者数/年)	0	0	0
	(利用時間数/年)	0	0	0
地域活動支援センター事業	(実施か所数)	1	1	1
	(実利用者数/年)	2	2	2
日中一時支援事業	(実施か所数)	9	9	9
	(実利用者数/年)	360	360	360

6 障害者施策の推進

サービス種別		(人/年)	第6期見込み量			
			R3年度	R4年度	R5年度	
発達障害のある人等への支援	ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラムの受講者数	(人/年)	1	1	1	
	ペアレントメンターの人数	(人/年)	0	0	1	
	ピアサポート活動の参加人数	(人/年)	1	1	1	
精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	保健、医療及び福祉関係者による協議の場	協議の場の開催回数	(回/年)	1	1	1
		協議の場への関係者の参加者数	(人/年)	10	10	10
		協議の場における目標設定及び評価の実施回数	(回/年)	1	1	1
	精神障害のある人の地域生活に必要な障害福祉サービス等の利用者数	地域移行支援	(人/月)	0	0	0
		地域定着支援	(人/月)	0	0	0
		共同生活援助(グループホーム)	(人/月)	4	4	4
自立生活援助	(人/月)	0	0	0		
相談支援体制の充実・強化のための取組	総合的・専門的な相談支援の実施 (実施有無)		有	有	有	
	相談支援事業者に対する指導・助言の件数	(件/年)	-	-	-	
	相談支援事業者の人材育成の支援件数	(件/年)	4	4	4	
	相談機関と連携強化の取組の実施回数	(回/年)	15	15	15	

7 町の推進体制と計画の進行管理

本計画及び関連する個別計画の担当課を中心に、関係部局との連携を図りながら執行体制をさらに強化し、本計画を推進します。

また、計画の確実な運営と円滑な推進を図るために保健福祉課が事務局となり、計画策定委員会等で実施状況を点検・評価し、その結果を町ホームページ等で公表します。必要に応じて各種施策の見直しを行います。

第6期久米南町障害福祉計画 第2期久米南町障害児福祉計画(概要版)

発行 / 〒709-3614 岡山県久米郡久米南町下弓削502-1
電話086-728-4411(保健福祉課)

久米南町

第6期久米南町障害福祉計画 第2期久米南町障害児福祉計画

計画期間 令和3～5年度

概要版



1 計画策定の趣旨

本町では、障害者基本法に基づく障害福祉施策全般を総合的かつ計画的に推進する基本計画として、「第4期久米南町障害者福祉計画(平成30～令和4年度)」を平成30年3月に策定しました。また、同時期に障害者総合支援法(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律)に基づく障害福祉サービス等に関する見込み量との方策を定める実施計画として「障害福祉計画」、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標等を定めた「障害児福祉計画」も策定しました。

このうち、後者の「障害福祉計画」と「障害児福祉計画」は、計画期間が令和2年度で終了することから、今後の障害福祉サービス等の提供に係る基本方向と見込みを改定する必要があります。これらを踏まえ、「第6期久米南町障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」を策定します。

2 基本理念と基本方向

基本理念

一人一人の多様な生き方の実現を目指す久米南町

基本方向

- 障害のある人等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- 身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの充実
- 地域生活への移行と継続的な支援
- 地域共生社会の実現に向けた取組の推進
- 障害のある子どもの健やかな育成のための発達支援
- 福祉サービスを担う人材の確保

3 令和5年度の成果目標

施設入所者の 地域生活への移行	基準年の入所者数	9	令和元年度末時点の障害者 支援施設入所者数
	目標年度の入所者数	8	令和5年度末の入所者数見 込み
	削減見込み	1	削減割合 11.1%
	地域生活移行者数	1	移行割合 11.1%
地域生活支援拠点等 の整備方針	拠点の整備	圏域で整備済み	
福祉施設から 一般就労への移行	基準年の一般就労移行者数(A)	0	令和元年度において福祉施設 を退所し、一般就労した者 の数
	目標年度の一般就労移行者数(B)	1	福祉施設を退所し、一般就労 へ移行する者の数
	(A)のうち移行支援事業利用者数	0	
	(B)のうち移行支援事業利用者数	1	
	(A)のうち就労継続支援A型利用者数	0	
	(B)のうち就労継続支援A型利用者数	0	
	(A)のうち就労継続支援B型利用者数	0	
	(B)のうち就労継続支援B型利用者数	0	
	令和5年度において就労移行支援事業 等を通じて一般就労に移行する人数(C)	1	
	(C)のうち就労定着支援事業の利用者 数見込み	1	
	利用者率	10割	
就労定着率8割以上の事業所の割合	7割		
障害児支援の 提供体制の整備等	児童発達支援センターを各市町村に少 なくとも1か所以上設置	圏域に設置済み	
	保育所等訪問支援を利用できる体制を 各市町村で構築	圏域に設置済み	
	主に重症心身障害児を支援する児童発達 支援事業所、放課後等デイサービスを各 市町村に少なくとも1か所確保	圏域に設置済み	
	医療的ケア児支援の協議の場の設置	圏域に設置済み	
	コーディネーターの配置	令和5年度末までに配置予定	
相談支援体制の 充実・強化等	津山地域障害者基幹相談支援センターを中心に、体制の充実・強化を図る		
障害福祉サービス等 の質を向上させるた めの取組に係る体制 の構築	障害福祉サービス等に係る研修に毎年1名以上参加		
	障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有する機会を年1回以上実施		

4 障害福祉サービス等の見込み量

サービス種別				第6期見込み量		
				R3年度	R4年度	R5年度
訪問系 サービス	居宅介護	自宅で、入浴、排せつ、食事等の介護を行います。	(実利用者数/月) (時間数/月)	0 0	0 0	0 0
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、 食事の介護、外出時の移動支援等を総合的に行います。	(実利用者数/月) (時間数/月)	0 0	0 0	0 0
	同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人を対象に、必要な視覚的情 報の支援(代筆・代読を含む。)、移動の援護、排せつ・食事等の介護その他 外出する際に必要となる援助を行います。	(実利用者数/月) (時間数/月)	0 0	0 0	0 0
	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動する時に、危険を回避するために 必要な支援、外出支援を行います。	(実利用者数/月) (時間数/月)	0 0	0 0	0 0
	重度障害者等包括支援	介護の必要性が高い人に、居宅介護など複数のサービスを包括的に行います。	(実利用者数/月) (時間数/月)	0 0	0 0	0 0
日中活動系 サービス	生活介護	常時介護が必要な人に、入浴、排せつ、食事の介護や創作的活動、生産活動 の機会を提供します。	(実利用者数/月) (人日/月)	13 280	13 280	13 280
	自立訓練(機能訓練)	自立した日常生活、社会生活を送ることができるよう、一定期間、身体機能や 生活能力の向上のために必要な訓練を行います。	(実利用者数/月) (人日/月)	0 0	0 0	0 0
	自立訓練(生活訓練)	自立した日常生活、社会生活を送ることができるよう、一定期間、生活能力の 向上のために必要な訓練を行います。	(実利用者数/月) (人日/月)	2 44	1 22	0 0
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識・能力の 向上のために必要な訓練を行います。	(実利用者数/月) (人日/月)	1 16	2 32	2 32
	就労継続支援(A型)	事業所内で雇用契約に基づく就労機会を提供します。一般企業等での就労に必要 な知識・能力が高まった場合は、一般就労への移行に向けた支援を目的として、必 要な指導等を行います。なお、労働基準法等の関係法規を遵守する必要があります。	(実利用者数/月) (人日/月)	4 85	4 85	4 85
	就労継続支援(B型)	就労の機会や生産活動の機会を提供します。(雇用契約は締結しない。)一般企業等 での就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労への移行に向けた支援を 目的として、必要な指導等を行います。	(実利用者数/月) (人日/月)	11 200	11 200	11 200
	就労定着支援	就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支 援を一定の期間にわたり行います。	(実利用者数/月)	0	0	0
	療養介護	医療と常時介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、 医学的管理の下における介護及び日常生活の支援を行います。	(実利用者数/月)	2	2	2
	短期入所(福祉型)	自宅で介護する人が病気の場合等に、短期間、夜間も含め、施設で入浴、排せつ、 食事の介護等を行います。	(実利用者数/月) (人日/月)	2 10	2 10	2 10
	短期入所(医療型)	医療ニーズの高い人を対象に、自宅で介護する人が病気の場合等に、短期間、 夜間も含め、施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	(実利用者数/月) (人日/月)	0 0	0 0	0 0
居住系 サービス	自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等からひとり暮らしへの移行を希望する知的障害 や精神障害のある人等について、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定 の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障害のある人の理解力、生活力 等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行います。	(実利用者数/月)	0	0	0
	共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日等に、共同生活を行う住居で、相談等の日常生活上の援助を行います。	(実利用者数/月)	8	8	8
	施設入所支援	施設に入所している人に夜間や休日、食事や入浴等の介護等を行います。	(実利用者数/月)	11	11	11
相談支援 サービス	計画相談支援 (サービス等利用計画作成)	すべての障害福祉サービス及び地域相談支援の利用者を対象に、サービス等利用 計画を作成するとともに、一定期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを 行います。	(実利用者数/月)	37	37	37
	地域移行支援	施設や病院から地域移行する人に、住居の確保や地域に移行するためのその ほかの活動に関する相談や必要な支援を行います。	(実利用者数/月)	0	0	0
	地域定着支援	施設や病院から地域移行した人等を対象に、常時の連絡体制を確保し、緊急の 事態等における相談や必要な支援を行います。	(実利用者数/月)	0	0	0
サービス種別				第2期見込み量		
				R3年度	R4年度	R5年度
児童発達 支援等	児童発達支援	児童発達支援センター等の施設に通い、日常生活における基本的な動作の指導、 知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を受けるものです。	(実利用者数/月) (人日/月)	6 18	6 18	6 18
	医療型児童発達支援	肢体不自由のある児童が、医療型児童発達支援センターまたは指定医療機関等 に通い、児童発達支援及び治療を受けるものです。	(実利用者数/月) (人日/月)	0 0	0 0	0 0
	放課後等デイサービス	学校(幼稚園及び大学を除く。)に就学している発達支援の必要な児童が、授業の終 了後または休業日に児童発達支援センター等の施設に通い、生活能力の向上のため に必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を受けるものです。	(実利用者数/月) (人日/月)	5 20	5 20	5 20
	保育所等訪問支援	児童発達支援センター等の職員が発達支援の必要な児童の通う施設(保育所等) を訪問し、障害のある児童以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等 を提供するものです。	(実利用者数/月) (人日/月)	0 0	0 0	0 0
	居宅訪問型児童発達支 援	重度の障害等の状態にある児童であって、児童発達支援等を利用するために外出す ることが著しく困難な児童に発達支援が提供できるよう、児童の居宅を訪問して発達 支援を行います。	(実利用者数/月) (人日/月)	0 0	0 0	0 0
	障害児相談支援	児童発達支援等を利用するため、児童の心身の状況や環境、児童または保護者のサ ービス利用についての意向等に基づいた障害児支援利用計画の作成とサービスの 利用状況の検証及び計画の見直し等を行います。	(実利用者数/月)	11	11	11
	医療的ケア児に対する 関連分野の支援を調整 するコーディネーター	医療的ケアが必要な児童の福祉や医療等の関係分野について一定の知識を有し、 その暮らしの設計を手助けできる調整者(コーディネーター)を配置します。	(配置人数)	0	0	1
サービス種別		見込み				
子ども・ 子育て 支援等	保育園における障害のある児童の利用	特別な支援が必要な児童を把握し、障害の程度に応じて、職員の配置等必要な調整や体制整備を図っていきます。				
	放課後児童クラブにおける障害のある 児童の利用	放課後児童クラブの利用を希望する児童に関し、必要に応じて小学校と連携・情報共有を行い、必要な体制整備に 努めていきます。				